

実践的な生徒指導力につなげる 教職課程科目「生徒指導」の在り方

関 俊 秀

要 旨

学校のすべての教育活動に具体的な機能として作用する「生徒指導」について、教職を目指す際に知識不足や指導への不安を感じている学生が多い。教職課程科目「生徒指導」において、「生徒指導提要」の徹底した理解や、学校で起こった事例をロールプレイングで学ばせることで、学生の「生徒指導観」を確立させ、実践的な生徒指導力の育成に寄与できることを考察する。

キーワード：生徒指導観、生徒指導提要、事例、ロールプレイング、資質向上に関する指標

1. はじめに

生徒指導は、学習指導と並び、学校教育の目的・目標を実現させるための二大機能の一つとして捉えられている。高等学校学習指導要領（平成30年告示）においても、「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導要領と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」とされた。教職志望者数の減少による教員の質の低下が懸念され、大量採用世代の退職によりベテランのノウハウも若手に伝わりきれていないという課題も生じている。子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増えている中、適切で効果的な生徒指導が行える先生を育てなければならない。改訂された「生徒指導提要」（令和4年12月）に基づく「生徒指導観」の確立と、想定される「事例」からの実践的な学びの必要性について考察する。

2. 教職課程科目「生徒指導」

本学のシラバスより引用した、秋学期1年次に実施される「生徒指導」について記す。まず講義の目的は、「保護者や地域の人々、関係機関とも連携して生徒指導をすることができる教員としての専門的資質や能力を身につけることをめざす。」とされている。また、全13回の講義テーマのうち、次の11回が本報告に関わる「生徒指導」の部分である。

第1回：生徒指導の教育的意義

第2回：生徒理解の基本

第5回：ガイダンスとしての指導の理解

第6回：カウンセリングとしての指導の理解

第7回：生徒指導に関する主な法令の理解

第8回：いじめの防止および自殺の防止にむけた課題

第9回：不登校の生徒指導上の課題の定義とその対応

第10回：インターネットや性に関する課題への対応

第11回：ICTを活用した子どもへの支援方法の
模索

第12回：生徒指導体制と教育相談体制の相補性

第13回：「チーム学校」による生徒指導体制の意
義

「生徒指導提要」を取り上げ、「事例」等の説明も行われていると思うが、学生が「生徒指導観」を確立できるように時間をかけ考えさせるとともに、様々な「事例」に基づく教員としての動き・考え方をロールプレイングで学ばせ、指導力の基盤を築くことを提案する。

3. 生徒指導への意識

生徒指導提要では、生徒指導の定義として「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」としている。また、生徒指導の目的として「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」としている。

学生に「生徒指導という言葉聞いて、どのようなイメージを想起するか」と問うと、場面では「服装や髪型の細かいチェック」「遅刻・欠席の指導」「集会での説教」等をあげ、「厳しい」「怖い」「辛い」「横暴」「管理」といった負のイメージが伴うことがわかった。これらのイメージが強ければ、教職志望者であっても「実際に生徒指導を行うことができるのか」といった不安に駆られてしまうことも理解できる。学生たちの生徒指導に関する意識の偏りを正し、教職課程科目「生徒指導」において、生徒指導に対する正のイメージを持たせることも必要と考える。学校において校則

やルールを決めて、しっかりそれを守るように指導することや、事例によっては厳しい叱責なども行われることもあるが、もちろんこれらも生徒指導の範疇である。しかし、それらだけではない「生徒指導観」を育てていくことが重要と捉える。リアクティブな生徒指導からプロアクティブな生徒指導へ力点は移っている。生徒指導提要では、本文中に「指導」「援助」「支援」の3つの概念を取り上げ、その中で「支援」を最も大きな概念とし、「支援」の中に「指導」と「援助」が位置付けられていることに留意させたい。

また、児童生徒一人一人が「自己指導能力」を身に付けることが重要であるが、「高校時代に自己指導能力を育成するような指導を受けたか」と問うと、「受けていないと思う」や「よくわからない」などの答えが返ってくる。ホームルーム担任等が行った様々な生活場面等での自己選択や自己決定の場や機会が、自己指導能力の向上につながっていること、さらに将来の自己実現につながることが認識できていないと推察する。教員が目的意識をもって様々な生徒指導を行う必要性と、児童生徒一人一人が主体性を持って自己選択や自己決定ができるように支える教員としての使命感が、教職課程科目「生徒指導」の中で育まれていかなければならない。

4. 生徒指導上の課題対応

生徒指導提要では、第Ⅱ部「個別の課題に対する生徒指導」として、各個別課題について関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等について示されている。児童生徒が問題行動を行った際、指導にあたる教員に基本的な姿勢が確立されていることが重要である。

また、学校における生徒指導上の課題の動向

は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」を読み解くことでつかむことができる。令和4年度の調査結果は、2023年10月4日に公表された。新型コロナウイルス感染症の流行により教育活動が制限された令和2年度は多くの数値が減少したが、令和4年度には再び増加傾向となっている。問題行動の早期発見と効果的な指導、発達に関する課題と対応を理解し、早期発見と早期対応、さらに適切で具体的な指導をすることが求められる。

小・中・高等学校及び特別支援学校における「いじめ」の認知件数は681,948件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件であった。新型コロナウイルスの感染を予防しながらの生活となったが、①部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことによる接触機会の増加、②いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、③アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、④SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などにより、いじめの認知件数が増加したとまとめられた。そして、「いじめの重大事態」の件数は923件と過去最多となり、学校としてのいじめの認知や組織的な対応に課題があったために重大事態につながったと考えられるケースも見受けられた。

また、小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人であり、過去最多となった。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.2%となり、不登校児童生徒数のうち、出席日数が0日の者は3.2%、90日以上欠席している者は55.4%であった。高等学校における不登校児童生徒数は60,575人であり、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.0%となった。高等学校における不登校は、単位の履修修得の際に大きな支障となる場合が多く、「中途退学」という問題につな

がっている。高等学校における中途退学者数は43,401人であり、中途退学率は1.4%となった。

毎年公表されるこれらの結果と文部科学省の対策を理解することが重要である。この時の取組として、①いじめについては、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進する。また、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。②不登校については、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を踏まえ、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするを着実に推進する。等が公表されている。

埼玉県でも、県立高等学校の初任者教諭のうち、多くの者が2年目よりホームルーム担任を任せられ、それとともに日常の指導を通じて、「ホームルーム集団の掌握や指導の仕方」や「個々の生徒理解や指導」について困難や課題を感じる現状にある。今回焦点をあてた「いじめ」や「不登校」に初担任で関わるケースも生じており、理論だけでは対応しきれないことも多い。だからこそ、教職課程科目「生徒指導」の中で、事例による課題対応のロールプレイングを行い、学生に主体的に考えさせ、少しでも学生の生徒指導実践力を向上させることが必要と考える。この学びでは、チームでの連携や情報共有のスキルを磨くことができ、チームでの対応力向上にもつなげられる。

事例①：被害生徒Aは、加害生徒Bと同じグループの一員であるが、グループ内での立場が弱く、からかいやいじり、嫌がらせが起こるようになった。Aは、グループの一員であるため、自分がされて嫌だと思ふことは嫌だと言っていると主張しており、いじめ被害を認めようとしていない。

協議させる視点として、『Aがいじめ被害として「心身の苦痛を感じている」ことを認めていないが、いじめと認定し対応すべきか。』『Aが望んでいない中、加害生徒にどのような指導を行うべきか。』『Aへの支援の視点から何ができるか。どのような保護者対応を進めるべきか。』などが考えられる。

事例②：高校2年の生徒Cは、6月から休みがちになり、夏休み明けから全欠が続いて2か月となった。担任として家庭訪問をすると、本人にも会い、母親とも良好な関係をたもつことができた。学校に来られない理由は本人より『朝起きられない』であり、母親にも『本人に無理はさせたくない』と言われた。

協議させる視点として、『Cについてどのような情報を得たらよいと思うか。』『高校には履修と修得という単位認定の問題があるが、その点はどうに対応していくか。』『Cや保護者への今後の対応で気を付けるべき点は何か。』『学校としてどのような組織体制で臨んだらよいか。』などが考えられる。

これまでは教員になってからの経験を通し自らの資質能力を向上させてきたが、学生の不安を軽減させ、現場の即戦力にするためには、この「事例」からの学びは効果的である。

さらに、これらの問題や課題対応に関する新た

な情報に注目し、学生に伝えていく必要もある。例えば、平成29年度に作成された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について改訂が行われ、令和6年8月30日付で通知された。重大事態調査への学校や関係者の対応がより明確化されている。また、令和6年4月に、不登校となった高校生がオンライン授業を受ければ単位の取得を認めるよう学校教育法施行規則が改正され、8月には不登校の高校生向け「オンライン授業」モデル開発に文部科学省が乗り出すことが報じられた。さらに、8月末に示された教員の働き方に関する改革案には、不登校やいじめに専従する「生徒指導担当教員」を4年かけて全公立中学校に配置することが盛り込まれている。

5. 教員採用試験から

各都道府県等により出題内容はさまざまであるが、この「生徒指導」に関する内容としては、教職教養試験での出題や、面接試験における場面指導等で問われる場合が多い。多様化する子供たちに対し、これまでの児童生徒対応では学校現場が困窮していることが推測され、教職に就くにあたり「備えておいてもらいたい知識・技能」が出題されているととらえる。教職教養においては、生徒指導提要の第I部第1章からの出題が多く、前記した「生徒指導の定義」や「生徒指導の目的」からの出題が多い。また、生徒指導の構造に関する出題も多く、2軸3類4層構造の図をもとに、「発達支持的生徒指導」等に関する出題が見受けられた。さらに、面接試験では、「休みがちで不登校の恐れがある生徒には、どのように担任として対応しますか？」や「子供が学校でいじめを受けていると連絡してきた保護者に、どのように対応しますか？」といった場面指導が問われ、実践的な生徒指導力や保護者対応の資質を見られている。教員採用試験対策としても、生徒指導提要の

理解と事例からの学びは必要である。

6. 資質向上に関する指標

令和4年8月、教育公務員特例法の一部改正により、文部科学大臣が「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を改正したことを受け、令和5年3月に埼玉県教育委員会は「埼玉県校長及び教員としての資質向上に関する指標」を改定した。

大項目の一つである「生徒指導」では、各時期で身に付けてほしい資質として、採用前（養成期）に『生徒等一人一人の実態把握の必要性を理解し、個性を認める姿勢を培うとともに、その置かれている背景について理解を深め、適切な指導法を身に付ける。発達の段階における集団の特性及び学級経営に関する基本的な知識を身に付ける。』とし、第1ステージ（基盤形成・協力期）に『【学級経営】学級経営の意義や生徒等の心身の発達の過程や特徴を理解し、生徒等一人一人の人格を重んじながら計画的に学級経営を行う。

【教育相談】生徒等の理解に努めながら、教育相談の基本的な技法を習得し、生徒等との信頼関係を築く。【生徒等の問題行動への対応】生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内組織での助言を得ながら、問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応する。【キャリア教育】キャリア教育や進路指導の意義を理解し、生徒等が自分らしい生き方を実現するための力を育成する。』と記載した。

各都道府県により内容等に違いはあるが、基盤とするところは同じである。この初任者に課される第1ステージの「身に付けてほしい資質」を意識したうえで、採用前に「身に付けさせる資質」と講義内容等の連携を図ることが大切だと考える。

7. 終わりに

生徒指導は、学校のすべての教育活動に、具体的な機能として作用する。教員にはこれまで以上に「生徒の変化に気づく力」や「生徒理解力」を身に付け、多様なニーズに対応していくことが求められている。大学での学びと学校現場での指導対応のギャップを少しでも埋め、学生の自己有用感を高め、教育現場に送り出したい。生徒指導をめぐる問題状況が極めて多様であるため、それらの対応にあたっては、教員一人で抱え込まないことを意識させ、「チーム学校」の一員として機能できるような人材育成にも尽力していく。

参考文献

- 文部科学省（2022）『生徒指導提要』東洋館出版社
 文部科学省（2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』東山書房
 NITS独立行政法人教職員支援機構（2023）『生徒指導Ⅱ：校内研修シリーズNo.130』
 (<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/130.html>) (2024年9月6日)
 文部科学省（2023）『令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』
 (https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf) (2024年9月6日)
 埼玉県教育委員会（2023）『埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標』
 (https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/122872/r5_shihyou_kyouyu.pdf) (2024年9月1日)
 協同教育研究会（2024）『全国まるごと過去問題集 教職教養』協同出版